

## 評価方法及び基準

### (1) 植物

維管束植物については、標本等により、愛知県に確実に生育している（いた）と判断された種のうち、明らかに絶滅危惧でない普通種、雑種性植物、外来種等（帰化種、逸出種（園芸種などとして人為的に導入された外来種等、移入の疑いが強い種）を除く種について、愛知県内に現存する「個体数」と「集団数」を集計するとともに、「生育環境の減少傾向」「人為的圧力の程度」「地域固有性」を加えた5項目について、それぞれ表3に示す4段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点16以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、14～15を絶滅危惧ⅠB類（EN）、12～13を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、11を準絶滅危惧（NT）と判定しました。

コケ植物については、維管束植物と同程度の準定量的な評価は困難であったため、収集された情報をもとに、総合的に判断・評価を行い、別紙1の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

なお、環境省が平成24年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表3 各評価項目の評価基準（維管束植物）

評価項目	評価点	4	3	2	1
個体数		10未満	100未満	1,000未満	1,000以上
集団数		1～2	3～5	6～15	16以上
生育環境の減少傾向		著しく減少	やや減少	増減なし	増加
人為的圧力（開発圧・採取圧）の程度		極めて強い	強い	あり	なし
地域固有性		強い	やや強い	弱い	なし

### (2) 動物

標本あるいは文献等により、愛知県に確実に生息している（いた）と判断された種のうち、人為的に移入された種及び一過性の確認種を除いて、収集された情報を基に全国的な分布の状況等を勘案して総合的に判断・評価を行い、別紙2の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

鳥類については、繁殖、越冬、通過の時期で評価が異なることから、評価対象個体群ごとに評価を行いました。また、各調査対象個体群について、愛知県内における「推定個体数」「個体数の増減」「生息環境の減少傾向」「推定生息地数」の4項目について、それぞれ表4に示す5段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点28以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、22～27を絶滅危惧ⅠB類（EN）、16～21を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、10～15を準絶滅危惧（NT）と判定しました。

昆虫類のうちトンボ目については、表5のように市町村単位（平成の大合併前の旧市町村）での「現存数」「絶滅率」をカテゴリーに当てはめ、判定しました。

また、「絶滅」の評価については、「過去に確実に生息していた種」と判断する文献や標本の整備状況及び移動能力が分類群毎に異なることから、表6に示す要件により判定しました。

なお、環境省が平成 24 年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表 4 各評価項目の評価基準（鳥類）

評価点 評価項目	8	4	2	1	0
推定個体数 (注1)	0 より多く 10 未満	100 未満	1,000 未満	10,000 未満	10,000 以上
個体数の増減	急減した (80%以上の 減少)	減少した (50%程度の 減少)	減少した (20%程度の 減少)	増減なし	増加した
生育環境の減少傾向 (餌の減少を含む)	極めて大きい	大きい	あり	なし	増加した
推定生息地数	県内の生息地 が 2 カ所以下 か、散在して いて 10 未満 のつがいが収 容できる程度	県内の生息地 が 5 カ所以下 か、散在して いて 100 未満 のつがいが収 容できる程度	やや少ない	やや多い	多い

注 1：繁殖の評価に関しては、繁殖している雌の推定個体数とする。

表 5 評価基準（昆虫類のうちトンボ目）

カテゴリー	基準
絶滅	過去 50 年間信頼できる生息情報が得られていない。
絶滅危惧 I A 類	絶滅率 80%以上、かつ現存数 1 以下
絶滅危惧 I B 類	絶滅率 50%以上、かつ現存数 1.5～5
絶滅危惧 II 類	絶滅率 20%以上、かつ現存数 5.5～10
準絶滅危惧	絶滅率 20%以上、かつ現存数 10.5～15

注 1：現存の定義

現存：約 10 年以内に現存を確認し、かつ生息環境も残されている。

現存可能性あり：約 10 年以内に確認されたが、発生地が不明で、現存を確認できない。または、約 10 年以内に現存を確認していないが、生息環境は残されていると推測される。

絶滅：生息環境が破壊されており、生存の可能性はない、または極めて低い。

注 2：絶滅率の定義

絶滅率 = ((記録のある市町村数) - (現存する市町村数)) ÷ (記録のある市町村数)

現存する市町村は 1、現存の可能性のある市町村は 0.5、絶滅した市町村は 0 とする。

表 6 過去の生息種の要件

分類群	内 容
哺乳類	歴史時代以降の確認記録があるもの。化石は除外。
鳥 類	迷行的に記録される種など一過性の種は除外。継続（経年的）確認記録がある種。
は 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。
両 生 類	標本等の確実な生息記録がある種。
淡水魚類	標本等の確実な生息記録がある種。
昆 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。隣接県での生息状況も加味。
クモ類	標本等の確実な生息記録がある種。県内調査記録は昭和 35 年以降。
貝 類	標本等の確実な生息記録がある種。

別紙1 愛知県版レッドリスト（植物）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		準定量的要件	
絶滅 Extinct (EX) ・ 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去15年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		—	
絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(10年～15年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表3の評価点の合計が16以上
			絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表3の評価点の合計が14～15
絶滅危惧 II 類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。		表3の評価点の合計が12～13	
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。		表3の評価点の合計が11	
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確認例が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。		—	
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。			表3の評価点の合計が10以下	

別紙2 愛知県版レッドリスト（動物）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		準定量的要件※
絶滅 Extinct (EX)	愛知県ですでに絶滅したと考えられる種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ですでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。		—
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		過去50年間信頼できる生息情報が得られていない
絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 表4の評価点の合計が28以上 市町村単位で絶滅率80%以上、かつ現存数1以下
			絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 表4の評価点の合計が22～27 市町村単位で絶滅率50%以上、かつ現存数1.5～5
絶滅危惧 II 類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。		表4の評価点の合計が16～21 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数5.5～10
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。		表4の評価点の合計が10～15 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数10.5～15
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確認例が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。		—

※ 準定量的要件は鳥類（上段）及び昆虫類のトンボ目（下段）に適用

区分	定性的要件	準定量的要件
地域個体群 Threatened Local Population (LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。	—
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。	—